

大野市生涯学習人材活用事業実施要綱

(平成6年7月26日教委訓令第1号)

改正 平成9年2月5日教委訓令第3号
平成17年9月27日教委訓令第3号
平成18年7月26日教委訓令第4号
平成21年2月27日教委訓令第1号
平成25年11月26日教委訓令第3号
平成30年1月29日教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯学習の振興及び充実を図るため、いろいろな知識又は技能を持ち社会参加に熱意のある有能な人材を生涯学習の指導者として登録し、市民の求めに応じて派遣する大野市生涯学習人材活用事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 この事業の指導者として登録を希望する者は、大野市生涯学習人材活用事業指導者登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を大野市生涯学習センター館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

2 公民館その他の社会教育機関の長は、この事業の指導者として推薦しようとする者がいるときは、あらかじめ本人の承諾を得て、大野市生涯学習人材活用事業指導者推薦書（様式第2号。以下「推薦書」という。）により館長に登録の申出をすることができる。

3 館長は、登録申込書又は推薦書を受理したときは、第9条に規定する大野市生涯学習人材活用促進会議（以下「促進会議」という。）の審査を経て、大野市生涯学習人材活用事業指導者登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。

4 館長は、前項の規定により登録された指導者（以下「登録指導者」という。）に登録証（様式第4号）を交付するものとする。

5 登録指導者の登録期間は、2年とし、更新を妨げない。

6 前項の規定に関わらず、登録指導者の登録期間の始期及び終期を統一するため、第3項の規定により新規に登録された者の登録期間は、他の登録指導者の残期間とする。

7 館長は、登録指導者の申出又は促進会議の登録抹消の決定により、登録を抹消することができる。

(登録資格等)

第3条 この事業の指導者として登録することができる者は、おおむね別表に掲げる指導内容の知識又は技能を有し、生涯学習の振興及び充実に熱意のある市民とする。

2 館長は、特定の政治若しくは宗教の活動又は営業（以下これらを「特定活動」という。）を行う者が、特定活動のために登録を希望するときは、その登録申込書を不受理にすることができる。

3 館長は、登録指導者が特定活動に係る指導をしたときは、当該登録を抹消することができる。

（派遣）

第4条 館長は、市民で構成する団体（構成員の大半が市民である場合を含む。以下同じ。）又は市内の施設若しくは事業所等（以下これらを「団体等」という。）から大野市生涯学習人材活用事業指導者派遣申請書（様式第5号）の提出があったときは、その内容を審査し、登録指導者を派遣するものとする。

2 登録指導者の派遣申請に当たっては、次に掲げる事項を整備するものとする。

(1) 指導を受ける会場を準備すること。

(2) 参加者の規模を、おおむね1回につき10人以上に計画すること。

(3) 登録指導者の会場への交通手段を確保すること。

(4) 指導を受ける内容及び派遣の日時について、あらかじめ登録指導者の承諾を得ておくこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、円滑な指導に必要なこと。

（派遣制限）

第5条 前条第1項に規定する派遣申請は、1つの団体等につき毎年4月1日から1年間につき3回以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

（活動報告）

第6条 登録指導者は、指導が終了した日の翌日から起算して14日以内に生涯学習教材活用活動報告書（様式第6号）を館長に提出するものとする。

（指導謝金等）

第7条 館長は、第4条第1項に規定する派遣をしたときは、別に定める予算の範囲内において当該派遣をした登録指導者に謝金を支払うものとする。

2 登録指導者は、資料又は交通手段に要する実費を除き、一切の報酬等を団体等

に求めてはならない。

(指導者研修)

第8条 館長は、登録指導者の資質向上に資するため毎年指導者研修を行うものとする。

2 登録指導者は、前項の指導者研修に努めて参加するものとする。

(促進会議)

第9条 館長は、この事業の円滑な運営を図るため、促進会議を設置する。

2 促進会議の委員の定数は、11人以内とする。

3 促進会議の委員の任期は、2年以内、~~2年~~とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、この事業の登録指導者、社会教育関係者、学識経験者等の中から館長が委嘱する。

5 促進会議の会議は、館長が招集する。

6 促進会議に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) この事業の運営に関すること。

(2) 指導者の登録又は登録の抹消に関すること。

(3) 大野市生涯学習事業の振興及び充実に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、館長が必要と認めること。

7 促進会議の庶務は、大野市生涯学習センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、大野市教育委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

2 次に掲げる規程及び要綱は、廃止する。

(1) 大野市生涯学習人活事業登録規程

(2) 大野市生涯学習人材活用事業要綱

附 則(平成9年教委訓令第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年教委訓令第3号)

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則（平成 18 年教委訓令第 4 号）

この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年教委訓令第 1 号）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年教委訓令第 3 号）

この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年教委訓令第 1 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

「指導分野及び内容」

番号	指導分野	指導内容
1	自然科学	天文、気象、鉱物(化石)、植物、原子力、野鳥、昆虫等
2	社会系科学	政治、法律、経済、外交、時事、民俗、郷土史、日本史、世界史、古文書、地理、文化財、統計等
3	教育指導	青少年教育、婦人教育、家庭教育、成人教育、高齢者教育、地域活動、生涯学習教育、消費者教育、労務管理教育、安全教育、子供会指導、人権教育、PTA教育、性教育、福祉教育、接遇、点訳、手話教育、対面朗読等
4	美術工芸	油絵、水彩画、デッサン、クロッキー、日本画、水墨画、俳画、シルクスクリーン、レタリング、書道、写真、彫刻、クラフト、陶芸、染色、紙人形、木目込、紙粘土細工、わら細工、水引細工、竹工芸、簾工芸、手毬作り、たこ作り、革工芸、昔おもちゃ作り等
5	音楽	ピアノ、バンド、ボーカル、コーラス、クラシック、ポピュラー、吹奏楽、尺八、三味線、琴、笛、太鼓、邦楽、民謡、詩吟、謡曲、雅楽等
6	文芸語学	俳句、短歌、川柳、詩、和歌、童話、小説、民話、古典、作文、現代文学、読書相談、翻訳、中国語、英語、独語、仏語、読み聞かせ等
7	舞踊演劇	日本舞踊、民謡、バレエ、モダンダンス、創作ダンス、社交ダンス、演劇、人形劇、能、仕舞、奇術、フラダンス等
8	趣味生活文化	盆栽、園芸、囲碁、将棋、日曜大工、無線、オーディオ、コンピューター、ワープロ、8ミリ、16ミリ、ビデオ、拓本、華道、茶道、百人一首、着付け、和裁、洋裁、編み物、ちぎり絵、刺繍、押絵、アートフラワー、組紐、郷土料理、菓子作り、マナー、ペン字、孔版、司会、話し方、広報、編集、伝承遊び、手打ちそば、折り紙、バルーンアート、カラーコーディネイト、フラワーアレンジメント、ブーケ・リース作り等
9	健康	家庭医学、薬草、救急法、食餌療法、食生活、健康増進(指圧灸等)、健康管理、老化防止、ジャズダンス、太極拳、美容体操(リズム体操・ダンベル体操)、筋肉トレーニング、気功等
10	スポーツ野外活動等	剣道、水泳、バレーボール、ソフトボール、 <u>バドミントン</u> <u>バトミントン</u> 、テニス、バスケットボール、卓球、マラソン、 <u>ジョギング</u> <u>ジョッキンダ</u> 、マレットゴルフ、ゲートボール、トリム、ゴルフ、フォークダンス、レクリエーション、キャンプ、オリエンテーリング、ヨット、スキー、スケート、ハイキング、登山、ネイチャーゲーム等